

令和7年3月24日に
香美市手話言語条例
が施行されました。



香美市では、手話が言語であるとの認識に基づき、市全体が手話言語への正しい理解を深め、手話言語を使用しやすい環境作りを推進することにより、全ての人がお互いを尊重し合い真に共生する地域社会を築いていくために「香美市手話言語条例」を制定しました。

香美市手話言語条例

基本理念

手話言語の普及等は、ろう者が手話言語による意思疎通を円滑に図る権利を有することを前提に、市民一人一人がお互いを理解し、人格と個性を尊重し合い、心豊かに共生する地域社会を実現することを基本として行われなければならない。

市の責務

市は、基本理念にのっとり、手話言語の理解を推進するとともに、手話言語が普遍的に用いられる環境の整備が図られるよう、必要な施策を講ずるものとする。

市民の役割

市民は、基本理念に対する理解を深め、手話言語に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

事業者の役割

事業者は、基本理念に対する理解を深め、手話言語に関する市の施策に協力するよう努めるとともに、ろう者が過ごしやすい環境を提供するよう努めるものとする。

手話を学ぶ

手話奉仕員養成講座

手話の技術を学ぶための講座を開催しています。
募集期間等の詳細は香美市福祉事務所へお問い合わせください。

手話サークル

手話サークル かかしの会
毎月第1、3水曜日 19:00～21:00（1月第2、4水曜日）
中央公民館 2階 研修室で活動中

手話の学習や技術の向上、ろう者との親睦を行い、手話を身近なものとして知ってもらえるよう活動しています。
お気軽に遊びに来てください！

お問い合わせ

香美市福祉事務所 社会福祉班
〒782-8501 香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号
TEL: 0887-53-3117 FAX: 0887-53-1094